

経済産業省経済協力局貿易管理部
安全保障貿易管理課 風木課長殿
安全保障貿易審査課 長濱課長殿
写) 安全保障貿易管理課 青木課長補佐殿
写) 安全保障貿易審査課 相川課長補佐殿

一般財団法人 安全保障貿易情報センター
ABC兵器・ミサイル関連機器専門委員会 核・原子力分科会
主 査 山根 憲幸
エレクトロニクス専門委員会 計測器分科会
主 査 齋藤 豊

2の項(40)省令1条四十五号の「圧力測定器」に関する要望

表題の件につきまして、下記の通り要望いたしますので、何卒ご検討いただけますよう
によりしくお願いいたします。

記

1. 要望の背景

NSG Part 2 の Update に伴い、平成26年度法令改正により、輸出令別1の2の項(40)は、「流体速度を測定するための干渉計、圧力測定器又は水晶圧電型圧力センサを用いた圧力変換器」へと、貨物等省令第1条四十五号は、「流体の速度を測定するための干渉計又は流体の圧力を測定することができる圧力測定器若しくは水晶圧電型圧力センサを用いた圧力変換器であって、次のいずれかに該当するもの」と改正されましたが、ここで規制されるものは、プルトニウム型原爆の「爆縮」を引き起こすために必要な測定器であり、一般的な圧力測定器とは異なります。

一般的な圧力測定器は、幅広く利用されており、規制される政令・省令等によっては、多くの輸出者が省令の詳細パラメータを確認する必要があり、全体として、大変大きな負荷に繋がります。については、合理的な該非判定を実施するため、改正を要望します。

2. 要望事項

上記背景に従い、以下の通り改正を要望します。

【輸出令別1の2の項(40)中欄】

| 改正要望 | 現行 |
|--|---|
| 流体力学実験のための専用計測機器であって、毎秒1キロメートル超の速度を測定できる干渉計又は10ギガパスカル超の衝撃圧力を測定できる圧力計 | 流体の速度を測定するための干渉計、圧力測定器又は水晶圧電型圧力センサを用いた圧力変換器 |

【貨物等省令第1条四十五号】

| 改正要望 | 現行 |
|---|---|
| 流体の速度を測定するための干渉計又は流体の衝撃圧力を測定することができる圧力測定器若しくは水晶圧電型圧力センサを用いた圧力変換器であって、次のいずれかに該当するもの イ～ハ (略) | 流体の速度を測定するための干渉計又は流体の圧力を測定することができる圧力測定器若しくは水晶圧電型圧力センサを用いた圧力変換器であって、次のいずれかに該当するもの イ～ハ (略) |

以上

【参考】

NSG Part2 [June 2013]

<text>

5. TEST AND MEASUREMENT EQUIPMENT FOR THE DEVELOPMENT OF NUCLEAR EXPLOSIVE DEVICES

↓

5.B. TEST AND PRODUCTION EQUIPMENT

↓

5.B.5. Specialized instrumentation for hydrodynamic experiments, as follows:

- a. Velocity interferometers for measuring velocities exceeding 1 km/s during time intervals of less than 10 μ s;
- b. **Shock pressure** gauges capable of measuring pressures greater than 10 GPa, including gauges made with manganin, ytterbium, and polyvinylidene bifluoride (PVBF, PVF₂);
- c. Quartz pressure transducers for pressures greater than 10 GPa.

Note: Item 5.B.5.a. includes velocity interferometers such as VISARs (Velocity Interferometer Systems for Any Reflector), DLIs (Doppler Laser Interferometers) and PDV (Photonic Doppler Velocimeters) also known as Het-V (Heterodyne Velocimeters).

(補足解説)

①規制範囲を示す5.B.5の柱書に **Specialized instrumentation for hydrodynamic experiments** と明記されており、「流体力学実験のための専用計測機器」とするに加え、5.B.5.a「毎秒1キロメートル超の速度を測定できる干渉計」、5.B.5.b～c「10ギガパスカル超の衝撃圧力を測定できる圧力計」を付記することで、規制対象範囲が明確となるので、合理的な該非判定（負荷軽減）を目的に、政令の改正を要望します。

②5.B.5.b に **Shock pressure** の明記があり、より明確化を目的に、貨物等省令第1条四十五号の「圧力」を「衝撃圧力」と省令の改正を要望します。

✕